

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務におけるにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年7月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等に関する事務
②事務の内容	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活保護費の支給等を行う事務である。生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。生活保護制度は法定受託事務であり、川崎市長は市内の福祉事務所に法律に定めるその職権の一部を委任し、福祉事務所長は管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 なお、外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 生活保護費の支給等を行う事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 - 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 決定された内容に基づいて保護金品を定められた時期に、定められた被保護者に対して交付すること。 - 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 保護の開始若しくは変更の申請を受理し、保護の要否、種類及び程度を決定し、申請者に対して書面をもって通知すること。 - 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者が急迫した状況にあるときに、速やかに、職権で保護の種類、程度及び方法を決定し保護を開始すること。また、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認められるときに、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知すること。 - 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 被保護者が保護を必要としなくなったときに、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知すること。 - 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために要保護者、被保護者であった者又はそれらの扶養義務者に関する事項について、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に報告を求めること。 - 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 被保護者の自立の助長を図るため、被保護者であって、安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたものに対して申請に基づき、保護の廃止の決定の際に就労自立給付金を支給すること。 - 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を図ることを目的として被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る)であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に進学準備給付金を支給すること。 - 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 被保護者の健康の保持及び増進を図るため、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨等を行うこと。 - 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において返還決定を行うこと。 - 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からその義務の範囲内において、支弁した保護費の全部又は一部をその者から徴収すること。また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして保護を受けさせた者、偽りその他不正の行為によって医療等の給付に要する費用の支払を受けた医療機関等、及び、偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者がいるときに、その費用の額の全部又は一部を徴収する他、状況によりその徴収する額に100分の40を乗じてえた額以下の金額を徴収すること。また、被保護者が保護金品若しくは就労自立給付金の交付を受ける前に、被保護者からその額の全部又は一部を徴収金の徴収に充てる旨の申し出があった場合に、保護金品若しくは就労自立給付金の支給を行う際に当該申し出にかかる徴収金を徴収すること。 - 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) - 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)

③対象人数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	福祉総合情報システム(生活保護システム)	
②システムの機能	1 保護決定業務 申請書受理、実地調査、要否判定、保護開始・却下・変更決定、一時扶助等支給決定、返還・徴収金決定の管理等を行う。 2 査察指導業務 開始時調査及び助言指導、課税調査、年金加入状況調査、就労促進の管理等を行う。 3 医療扶助業務 医療券発行、施術券発行、治療材料券発行、移送費等の給付管理、レセプト点検、休日・夜間等受診証の発行等を行う。 4 介護扶助業務 要介護認定、介護資格情報の登録、介護券発行、介護扶助変更／廃止、住宅改修費・福祉用具購入費等の給付等を行う。 5 経理業務 保護費の各種支払、資金前渡金精算、請求支払、各種代理納付、返還徴収金管理等を行う。 6 統計業務 被保護者調査の統計データ作成、帳票出力等を行う。 7 監査業務 監査対象者選定、監査に必要な各種帳票等の出力を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	システム連携基盤	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (中間サーバ、各業務システム)	

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4	
①システムの名称	生活保護等版レセプト管理クラウド
②システムの機能	1 レセプトデータ受領・資格点検 支払基金から送信されるレセプトデータを取り込み、被保護者情報及び医療券・調剤県情報と照合する機能。 2 レセプトデータ等閲覧機能 レセプトデータ、再審査請求受付情報、再審査結果情報の受領受付状況や、被保護者情報及び医療券・調剤県情報を閲覧する機能。 3 資格点検結果検索機能 資格点検結果を全件閲覧する他、指定条件により検索・抽出して閲覧する機能。 4 分析機能 医療費の傾向等に関するリスト等を表示・出力する機能。 5 データ出力機能 レセプトデータの内容をCSVファイルに出力する機能。 6 再審査請求管理機能 疑義レセプトデータについて再審査請求データを作成の上、支払基金へ送信し、また、支払基金から送信される再審査請求受付情報及び再審査結果情報を取り込む機能。 7 医薬品マスタの更新機能 厚生労働省が提供する医薬品マスタの最新化処理を実施する機能。 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う機能。 （生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等（運用支援環境の委託区画）へ連携する。）

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （医療保険者等向け中間サーバー等）
システム5	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 ①資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本5情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) 医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ③本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び(2)基本5情報取得(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （生活保護等版レセプト管理クラウド、オンライン資格確認等システム）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、161の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、128の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活保護・自立支援室
②所属長の役職名	保護指導担当課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

生活保護ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
その必要性	適正な保護の決定、実施、支給に必要	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	

	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 【連絡先情報】 ・5情報 保護の決定、実施等に必要となる。 ・連絡先 保護の決定、実施等にあたり必要となる情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 保護の決定、実施等にあたり実施責任の有無を確認等する必要がある。 【業務関係情報】 ・地方税関係情報 保護の決定、実施等にあたり収入の状況を把握する必要がある。 ・健康・医療関係情報 医療扶助の実施、その他健康上の必要な助言指導等を行う必要がある。 ・医療保険関係情報 医療扶助の実施にあたり医療保険の資格情報等を確認する必要がある。 ・児童福祉・子育て関係情報 保護の決定・実施等にあたり手当の受給状況を把握する必要がある。 ・障害者福祉関係情報 保護の決定・実施等にあたり、障害等級、自立支援医療等給付の状況等を把握する必要がある。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護の決定等にあたり生活保護の受給状況を確認する必要がある。 ・介護・高齢者福祉関係情報 保護の決定・実施等にあたり介護保険資格情報、認定情報、保険料情報等を把握する必要がある。 ・雇用・労働関係情報 保護の決定・実施等にあたり雇用保険給付状況等を把握する必要がある。 ・年金関係情報 保護の決定・実施等にあたり年金給付情報等を把握する必要がある。 ・学校・教育関係情報 保護の決定・実施にあたり就学状況を把握する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		健康福祉局生活保護・自立支援室
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局こども保健福祉課、こども未来局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局国民年金・福祉医療課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 ()
②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☒] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()
③使用目的 ※		適正に保護の決定、実施、就労自立給付金の給付決定、費用徴収決定を行うため
④使用の主体	使用部署	健康福祉局生活保護・自立支援室 各区保護課
	使用者数	<選択肢> [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑤使用方法		生活保護ファイルに記録した情報を使用して被(要)保護者情報の管理、保護の要否の判定及び程度の決定、保護の実施、就労自立給付金の支給決定、進学準備給付金の支給、健康管理支援の実施、徴収金の決定を行う。	
	情報の突合	被保護者情報と障害者福祉関係情報を突合して障害等級、自立支援医療適用状況を確認する。 被保護者情報と介護・高齢者福祉関係情報を突合して介護資格情報、要介護認定情報、保険料情報を確認する。 被保護者情報と地方税関係情報を突合して所得情報を確認する。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		福祉総合情報システム1次運用保守業務	
①委託内容		維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑥再委託事項	運用保守の一部を再委託	
委託事項2～5			
委託事項2		福祉総合情報システム運用支援業務	
①委託内容		ドキュメント管理、処理依頼書作成、マスターデータ修正、トランザクションデータ修正、日常業務支援、関係ツール作成・管理など	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑥再委託事項	運用保守管理支援の一部を再委託	

委託事項3		生活保護等版レセプト管理クラウド運用保守業務	
①委託内容		社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）からのレセプトデータの受領及び取込、厚生労働省提供の医薬品マスタの最新化、再審査請求データの支払基金への転送、支払基金からの再審査請求結果等受領、受領データの閲覧等の安定運用及びレセプトデータの保管	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		富士通Japan 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務及び期間別符号の取得等事務	
①委託内容		・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された（個人番号を含む）被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認において、登録する資格情報の正確性を担保するため個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）から本人確認情報（基本5情報等）を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（「マイナポータル」）の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (35) 件 ☐ 移転を行っている (29) 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先9	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先10	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表74の項
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先11～15	
提供先11	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先14	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先18	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先19	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

移転先1	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表13の項に規定される事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金(以下「外国人生活保護関係情報」という。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先2～5		
移転先2	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表14の項に規定される事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先3	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表18の項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	要に応じて都度
移転先4	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表20の項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先5	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の6の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表40の項に規定される事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先6～10		
移転先6	財政局税務部市民税管理課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表48の項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先7	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表49の項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先8	まちづくり局住宅政策都市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先9	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の11の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表74の項に規定される事務(国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先10	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の13の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先11～15	
移転先11	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の14の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表86の項に規定される事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先12	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の15の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表87の項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先13	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の17の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表89の項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先14	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の21の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表96の項に規定される事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先15	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の24の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表125の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先16～20	
移転先16	健康福祉局長寿社会部介護保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の25の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表132の項に規定される事務(介護保険法(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先17	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の27の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先18	こども未来局保育・子育て推進部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の29の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表155の項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先19	こども未来局保育・子育て推進部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の3の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表17の項に規定される事務(児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先20	健康福祉局保健医療政策部健康増進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の26の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表139の項に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 福祉総合情報システム(生活保護システム)
セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
- 2 システム連携基盤における措置
システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- 4 生活保護等版レセプト管理クラウドにおける措置
・クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。
・本サービスの提供は日本国内に限る
- 5 医療保険者等向け中間サーバーにおける措置
・運用支援環境(情報提供サーバー)は、セキュリティを確保したサーバ室に設置し、許可された者のみが入退出できる管理対象区域にて設置する。
・特定個人情報は、運用支援環境(情報提供サーバー)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- 6 ガバメントクラウドにおける措置
①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

提供先21	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先22	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先23	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先26	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先27	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム []電子メール []フラッシュメモリ []その他 ([]専用線 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先30	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム []電子メール []フラッシュメモリ []その他 ([]専用線 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先31	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先32	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先33	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム [☐]専用線 [☐]電子メール [☐]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐]フラッシュメモリ [☐]紙 [☐]その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先34	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム [☐]専用線 [☐]電子メール [☐]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐]フラッシュメモリ [☐]紙 [☐]その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先35	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

移転先21	まちづくり局住宅政策都市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の32の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 〇] 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先22	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の12の項)
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表75の項に規定される事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	☐ 〇] 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先23	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の30の項)及び第3条第3項	
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表158の項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇] 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先24	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の33の項)	
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者	
⑥移転方法	☐ 〇] 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

[illegible]

移転先27	健康福祉局保健医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項（別表第2の4の項）及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表28の項に規定される事務（予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの）
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先28	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項（別表第2の5の項）及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表37の項に規定される事務（身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの）
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先29	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3条第3項
②移転先における用途	利用特定個人情報提供主務省令第2条の表69の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【決定関連情報】

氏名、生年月日、性別、住所、宛名コード、住民区分、電話番号、送付先、連絡先、世帯主名、世帯員名、続柄、ケース番号、保護申請日、保護開始日、保護終了日、保護停止日、保護再開日、口座情報、扶養義務者名、本籍地情報、筆頭者名、国籍、住宅使用料、年金番号、年金額、就労日数、就労所得金額、就労先、介護保険被保険者番号、介護保険料情報、資産保有情報(土地、家屋、車、各金融機関残高)、手帳情報(種類、番号、等級)、児童手当受給番号、児童扶養手当受給番号、特別児童扶養手当受給番号、川崎市心身障害者手当受給番号、神奈川県在宅重度障害者等手当番号、入退院(入所退所)状況、生活扶助額、住宅扶助額、教育扶助額、出産扶助額、生業扶助額、高等学校等就学費、一時扶助額、葬祭扶助額、ひとり親世帯就労促進費、最低生活費合計、保護費支給額、保護決定履歴

【医療扶助関連情報】

ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、医療機関情報、入退院状況、傷病名、治療材料金額、本人支払額

【介護扶助関連情報】

ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、被保険者番号、受給者番号、介護機関情報、要介護状態情報、介護サービス情報、医療機関情報、本人支払額、手帳情報(種類、番号、等級)、障害程度、障害部位、病名

【就労自立給付金関連情報】

ケース番号、世帯主名、保護廃止日、上限額、積立額、支給額、相殺額、差引支給額、支払方法、金融機関、預金種別、口座番号

【進学準備給付金関連情報】

ケース番号、世帯主名、対象者氏名、進学先名称、進学先住所、決定理由、支給区分、支払方法、金融機関、預金種別、口座番号

【経理関連情報】

ケース番号、生活保護費、口座情報、小切手番号、各月の生活保護費支給状況、介護保険被保険者番号、介護保険料、住宅管理番号、市営住宅使用料滞納有無、県営住宅使用料滞納有無

【返還金関連情報】

ケース番号、返還対象年月、返還金額、返還理由、収納額、収納年月日、調定番号、調定金額、納付書番号、返還方法、納期限、当初納期限

【口座登録・連携ファイル関連情報】

金融機関コード、金融機関名(カナ)、店番、支店名(カナ)、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名(カナ)、記号、番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口等における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請書等の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。 【福祉総合情報システム（生活保護システム）における措置】 福祉総合情報システム（生活保護システム）での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 3 生活保護等版レセプト管理クラウドにおける規定 ・「川崎市個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の順守及び保護 4 医療保険者等向け中間サーバー等における規定 ・秘密保持義務 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明解化 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・データ等の搬送、授受、保管および廃棄等の実施方法 ・漏洩、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の順守状況についての報告 ・特定個人情報等の取り扱い状況の報告並びに委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定 ・運用状況の記録の提供
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先（再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（＊1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（＊2）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（＊3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （＊1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （＊2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （＊3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			

リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
その他の措置の内容	1 物理的対策 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2 技術的対策 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	(省略) 5 生活保護法第55条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (省略) 6～7 (省略) 8 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	(省略) 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために要保護者、被保護者であった者又はそれらの扶養義務者に関する事項について、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に報告を求めること。 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (省略) 7～8 (省略) 9 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの)(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)、第2項及び第3項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】(省略)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条)、(省略)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条)、(省略)、50の項、(省略)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号)、(省略)、120の項	【情報照会】 (省略) 【情報提供】(省略)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、(省略)、24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条第1号)、(省略)、38の項、50の項、(省略)、62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条第3号)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第1号)、70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに同条第2項)、(省略)、119の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局生活保護・自立支援担当部長 宮脇 護	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 岡本 みゆき	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課、市民・子ども局こども福祉課、市民・子ども局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局住宅管理課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局こども保健福祉課、こども未来局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局生活保護・自立支援室 各区保護課及び各地区健康福祉ステーション	健康福祉局生活保護・自立支援室 各区保護課及び各地区健康福祉ステーション 保護課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	4件	2件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～⑥)	川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘 ①委託内容 保護決定通知書等の印字、封入封緘 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 コーユービジネス 東京支店 ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 - ⑥再委託事項 -	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①～⑥)	川崎市福祉事業(生活保護)の帳票印刷・封入封緘業務 ①委託内容 医療券等の印字、封入封緘 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社 システム情報センター ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 - ⑥再委託事項 -	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	提供を行っている(24)件 移転を行っている(18)件	提供を行っている(24)件 移転を行っている(21)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課	子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課	子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課	子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18)	市民・子ども局子ども本部子育て推進部保育課	子ども未来局子育て推進部保育課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先19 ①～⑦)	(新規)	こども未来局子育て推進部保育課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第13項に規定される事務(児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先20 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局保健所健康増進課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第76項に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先21 ①～⑦)	(新規)	まちづくり局住宅政策都市営住宅管理課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先1～18 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先1～5、8、10～15及び17 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先6、7、16及び18 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令及び規則で定めるもの並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について))に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅳ開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅰ 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報照会】)	番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成29年7月31日	Ⅰ 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】)	(省略)10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号及び第3号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号及び第4号)、(省略)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)、30の項、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号)、(省略)、50の項、(省略)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに同条第2項)、(省略)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第3号及び第4号)、116の項、119の項	(省略)10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第2号、第3号及び第4号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号及び第3号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号)、20の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第14条第3号)、21の項、(省略)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、(省略)、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号)、(省略)、50の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第27条第3号)、(省略)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、(省略)、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、(省略)、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第2号、第4号及び第5号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号及び第4号)、119の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25 ①～⑦)	(新規)	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の21の項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ①～⑦)	(新規)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の38の項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第53項に規定される事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令及び規則で定めるもの並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅰ 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 岡本みゆき	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 遠藤俊明	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	Ⅰ 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	(省略) 7 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務(省略) 8 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からその義務の範囲内において、支弁した保護費の全部又は一部をその者から徴収すること。また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして保護を受けさせた者、偽りその他不正の行為によって医療等の給付に要する費用の支払を受けた医療機関等、及び、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときに、その費用の額の全部又は一部を徴収する他、状況によりその徴収する額に100分の40を乗じてえた額以下の金額を徴収すること。(省略) 9 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)(省略)	(省略) 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る)であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に進学準備給付金を支給すること。 8 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務(省略) 9 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からその義務の範囲内において、支弁した保護費の全部又は一部をその者から徴収すること。また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして保護を受けさせた者、偽りその他不正の行為によって医療等の給付に要する費用の支払を受けた医療機関等、及び、偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときに、その費用の額の全部又は一部を徴収する他、状況によりその徴収する額に100分の40を乗じてえた額以下の金額を徴収すること。(省略) 10 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和2年3月31日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和2年3月31日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の(省略)10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第3号、第4号及び第5号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号及び第4号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、(省略)37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第23条第1号)、38の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号)、(省略)94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、(省略)108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)120の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の(省略)10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第3号、第4号及び第5号)、14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号及び第4号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、18の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第2号)、(省略)37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第23条第1号)、38の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第24条第1号)、42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第8号)、(省略)94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号並びに同条第2項)、(省略)108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、(省略)120の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	重要な変更該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和2年3月31日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局生活保護・自立支援担当課長 遠藤俊明	保護指導担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和2年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	2件	3件	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和2年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容)	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和2年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～⑥)	(新規)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務 ①委託内容 福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社 野村総合研究所 ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 - ⑥再委託事項 -	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和2年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	提供を行っている 24件 移転を行っている 21件	提供を行っている 31件 移転を行っている 26件	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先27 ①～⑦)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の18の項 ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先28 ①～⑦)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の20の項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先29 ①～⑦)	(新規)	文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の37の項 ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更

令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先30 ①～⑦)	(新規)	市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の42の項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先31 ①～⑦)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の53の項 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先1 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の1の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先5 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の6の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先6 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先7 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先8 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の9の項)及び第3条第3項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

[illegible]

令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先23 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の30の項)及び第3条第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第119項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先24 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の33の項) ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先25 ①～⑦)	(新規)	こども未来局こども支援部こども家庭課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の34の項) ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更

令和2年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先26 ①～⑦)	(新規)	こども未来局こども支援部こども家庭課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の35の項) ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅰ 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 10 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	1 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 被保護者の健康の保持及び増進を図るため、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨等を行うこと。 9 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 10 生活保護法第77条第1項又第78条第1項から第3までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅰ 関連情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称)	新福祉総合情報システム(生活保護システム)	福祉総合情報システム(生活保護システム)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅰ 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)

令和3年11月9日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号)、10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号、第3号、第4号及び第5号)、(略)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	重要な変更該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価機関内の他部署)	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局こども保健福祉課、こども未来局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課 ・行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) ・地方公共団体・地方独立行政法人(各地方自治体)	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局こども保健福祉課、こども未来局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局国民年金・福祉医療課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課) ・行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) ・地方公共団体・地方独立行政法人(各地方自治体)	事後	重要な変更該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法)	生活保護ファイルに記録した情報を使用して被(要)保護者情報の管理、保護の要否の判定及び程度の決定、保護の実施、就労自立給付金の支給決定、徴収金の決定を行う。	生活保護ファイルに記録した情報を使用して被(要)保護者情報の管理、保護の要否の判定及び程度の決定、保護の実施、就労自立給付金の支給決定、進学準備給付金の支給、健康管理支援の実施、徴収金の決定を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan 株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan 株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無)	[○] 提供を行っている(31)件 [○] 移転を行っている(26)件 [] 行っていない	[○] 提供を行っている(31)件 [○] 移転を行っている(29)件 [] 行っていない	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の9の項	番号法第19条第8号 別表第2の9の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の10の項	番号法第19条第8号 別表第2の10の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先2 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先3 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の14の項	番号法第19条第8号 別表第2の14の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先3 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先4 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の16の項	番号法第19条第8号 別表第2の16の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1)	新福祉総合情報システム1次運用保守業務	福祉総合情報システム1次運用保守業務	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2)	新福祉総合情報システム1次運用支援業務	福祉総合情報システム1次運用支援業務	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先4 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先5 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の24の項	番号法第19条第8号 別表第2の24の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先5 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先6 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先6 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先7 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先7 ②提供先における用途)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先7 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先8 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の28の項	番号法第19条第8号 別表第2の28の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先8 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30の項	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先9 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の31の項	番号法第19条第8号 別表第2の31の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先10 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の50の項	番号法第19条第8号 別表第2の50の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先11 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の54の項	番号法第19条第8号 別表第2の54の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先12 ②提供先における用途	改良住宅の入居者の決定、改良住宅の家賃の決定、割増賃料を徴収する事務、家賃を減免する決定	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先12 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の61の項	番号法第19条第8号 別表第2の61の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先13 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62の項	番号法第19条第8号 別表第2の62の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先14 ③提供する情報	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の64の項	番号法第19条第8号 別表第2の64の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先15 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先16「別表第2の70の項」①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の70の項	番号法第19条第8号 別表第2の70の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先16「別表第2の70の項」③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先17「都道府県知事等」①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先17「都道府県知事等」③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先18 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の90の項	番号法第19条第8号 別表第2の90の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先18 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先19 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の94の項	番号法第19条第8号 別表第2の94の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先19 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先20 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の104の項	番号法第19条第8号 別表第2の104の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先20 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先21 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の106の項	番号法第19条第8号 別表第2の106の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先21 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先22 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の108の項	番号法第19条第8号 別表第2の108の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先22 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先23 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の116の項	番号法第19条第8号 別表第2の116の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先23 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先24 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の120の項	番号法第19条第8号 別表第2の120の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先24 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25)	厚生労働大臣	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の113の項	番号法第19条第8号 別表第2の113の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25 ②提供先における用途)	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先26 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の38の項	番号法第19条第8号 別表第2の38の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先26 ③提供する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先27 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の18の項	番号法第19条第8号 別表第2の18の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先27 ③提供する情報)	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先28 ①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2の20の項	番号法第19条第8号 別表第2の20の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先28 ③提供する情報)	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

(別添2)變更箇所

[illegible]

(別添2) 変更箇所

[illegible]

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18)	こども未来局子育て推進部保育課	こども未来局子育て推進部保育対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途)	番号法別表第2第116項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第2第116項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19)	こども未来局子育て推進部保育課	こども未来局子育て推進部保育対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ③移転する情報)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの)	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先委託に伴うものを除く。) 移転先21 ②移転先における用途)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2に規定される事務(川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先24 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先25 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先26 ③移転する情報)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先27 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局保健所感染症対策課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の4の項)及び第3条第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第18項に規定される事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 〔○〕庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先28 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の5の項)及び第3条第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第20項に規定される事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 〔○〕庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先29 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局医療保険部医療保険課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3条第3項 ②移転先における用途 番号法別表第2第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ③移転する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥移転方法 〔〇〕庁内連携システム ⑦時期・頻度 必要に応じて都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	1 新福祉総合情報システム(生活保護システム)(略)	1 福祉総合情報システム(生活保護システム)(略)	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	(別紙1)特定個人情報ファイル記載項目	【決定関連情報】 (略) 【医療扶助関連情報】 (ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、医療機関情報、入院状況、傷病名、治療材料金額、本人支払額) 【介護扶助関連情報】 ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、被保険者番号、受給者番号、介護機関情報、要介護状態情報、介護サービス情報、医療機関情報、本人支払額、手帳情報(種類、番号、等級)、障害程度、障害部位、病名 【経理関連情報】 ケース番号、生活保護費、口座情報、小切手番号、各月の生活保護費支給状況、介護保険被保険者番号、介護保険料、住宅管理番号、市営住宅使用料滞納有無、県営住宅使用料滞納有無 【返還金関連】 ケース番号、返還対象年月、返還金額、返還理由、収納額、収納年月日、調定番号、調定金額、納付書番号、返還方法、納期限、当初納期限	【決定関連情報】 (略) 【医療扶助関連情報】 (ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、医療機関情報、入院状況、傷病名、治療材料金額、本人支払額) 【介護扶助関連情報】 ケース番号、世帯員番号、世帯員名、交付番号、交付年月日、被保険者番号、受給者番号、介護機関情報、要介護状態情報、介護サービス情報、医療機関情報、本人支払額、手帳情報(種類、番号、等級)、障害程度、障害部位、病名 【就労自立給付金関連情報】 ケース番号、世帯主名、保護廃止日、上限額、積立額、支給額、相殺額、差引支給額、支払方法、金融機関、預金種別、口座番号 【進学準備給付金関連情報】 ケース番号、世帯主名、対象者氏名、進学先名称、進学先住所、決定理由、支給区分、支払方法、金融機関、預金種別、口座番号 【経理関連情報】 ケース番号、生活保護費、口座情報、小切手番号、各月の生活保護費支給状況、介護保険被保険者番号、介護保険料、住宅管理番号、市営住宅使用料滞納有無、県営住宅使用料滞納有無 【返還金関連情報】 ケース番号、返還対象年月、返還金額、返還理由、収納額、収納年月日、調定番号、調定金額、納付書番号、返還方法、納期限、当初納期限	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅲ リスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その措置の内容)	(空欄)	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	Ⅲ リスク対策(5. 特定個人情報の機能・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)) ルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ②(※)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ②(※)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和3年11月9日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)の事案1から5までを削除。事案6を事案1とし、事案2を追加。)	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③法令による特別の手続)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿への不記載等)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】①方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】②実施日・期間)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】③主な意見の内容)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】①実施日)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】②方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】③結果)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③法令による特別の手続)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿への不記載等)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅳ 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】①方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	Ⅴ 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】②実施日・期間)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和3年11月9日	V 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取【任意】③主な意見の内容)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	V 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】①実施日)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	V 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】②方法)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和3年11月9日	V 評価実施手続(3. 第三者点検【任意】③結果)	(空欄)	—	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20)	健康福祉局保健所健康増進課	健康福祉局保健医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先27)	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先27 ②移転先における用途)	番号法別表第2第76項に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	番号法別表第2第102項の2に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目)	[] その他 ()	[O] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	[] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構)	[O] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、デジタル庁)	事前	
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要((別添1)特定個人情報ファイル記録項目)	右記を追記	【口座登録・連携ファイル関連情報】 金融機関コード、金融機関名(カナ)、店番、支店名(カナ)、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名(カナ)、記号、番号	事前	
令和6年3月26日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容)	右記を追記	12 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 川崎市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等への被保護者の特定個人情報及び資格情報／医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市の統合専用端末から、被保護者の資格情報／医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	事前	

令和6年3月26日	I 関連情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4)	(新規)	【①システムの名称】 生活保護等版レセプト管理クラウド 【②システムの機能】 1 レセプトデータ受領・資格点検 支払基金から送信されるレセプトデータを取り込み、被保護者情報及び医療券・調剤票情報と照合する機能。 2 レセプトデータ等閲覧機能 レセプトデータ、再審査請求受付情報、再審査結果情報の受領受付状況や、被保護者情報及び医療券・調剤票情報を閲覧する機能。 3 資格点検結果検索機能 資格点検結果を全件閲覧する他、指定条件により検索・抽出して閲覧する機能。 4 分析機能 医療費の傾向等に関するリスト等を表示・出力する機能。 5 データ出力機能 レセプトデータの内容をCSVファイルに出力する機能。 6 再審査請求管理機能 疑義レセプトデータについて再審査請求データを作成の上、支払基金へ送信し、また、支払基金から送信される再審査請求受付情報及び再審査結果情報を取り込む機能。 7 医薬品マスタの更新機能 厚生労働省が提供する医薬品マスタの最新化処理を実施する機能。 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤票情報の提供を行う機能。 (生活保護等版レセプト管理クラウド又は川崎市福祉事務所の統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤票情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。) 【③他のシステムとの接続】 その他(医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5)	(新規)	【①システムの名称】 医療保険者等向け中間サーバー等 【②システムの機能】 「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度構築で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて医療保険者本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 ①資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象) 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) 医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2)情報照会及び(3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保護者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ③本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得及び(2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における	事前	
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	3件	5件	事前	
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4)	(新規)	【委託事項4】 生活保護等版レセプト管理クラウド運用保守業務 【①委託内容】 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)からのレセプトデータの受領及び取込、厚生労働省提供の医薬品マスタの最新化、再審査請求データの支払基金への転送、支払基金からの再審査請求結果等受領、受領データの閲覧等の安定運用及びレセプトデータの保管 【②委託先における取扱者数】 10人以上50人未満 【③委託先名】 富士通Japan 株式会社 川崎支店 【④再委託の有無】再委託しない	事前	

令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5)	(新規)	【委託事項5】 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務及び期間別符号の取得等事務 【①委託内容】 ・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するための個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-1IS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 【②委託先における取扱者数】 10人以上50人未満 【③委託先名】社会保険診療報酬支払基金 【④再委託の有無】再委託する 【⑤再委託の許諾方法】 委託先の支払基金から再委託先の番号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、必要必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 【⑥再委託事項】 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	右記を追記	置 ・クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 ・本サービスの提供は日本国内に限る 5 医療保険者等向け中間サーバーにおける措置 ・運用支援環境(情報提供サーバー)は、セキュリティを確保したサーバー室に設置し、許可された者のみが入退出できる管理対象区域にて設置する。 ・特定個人情報は、運用支援環境(情報提供サーバー)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和6年3月26日	Ⅲリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの関する規定 規定の内容)	右記を追記	5 エコシステム等取組レポート管理ソフトにおける規定 ・「川崎市個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の順守及び保護 4 医療保険者等向け中間サーバー等における規定 ・秘密保持義務 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明解化 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・データ等の搬送、授受、保管および廃棄等の実施方法 ・漏洩、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督、教育 ・契約内容の順守状況についての報告 ・特定個人情報等の取り扱い状況の報告並びに委託者が委託先に対して実施の調査を行うことが	事前	
令和6年3月26日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・健康福祉局生活保護・自立支援室 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2643 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	5件	4件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務	生活保護等版レセプト管理クラウド運用保守業務	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ① 委託内容)	福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)からのレセプトデータの受領及び取込、厚生労働省提供の医薬品マスタの最新化、再審査請求データの支払基金への転送、支払基金からの再審査請求結果等受領、受領データの閲覧等の安定運用及びレセプトデータの保管	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ② 委託先における取扱者数)	10人未満	10人以上50人未満	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③ 委託先名)	株式会社 野村総合研究所	富士通Japan 株式会社 川崎支店	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にならない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4)	生活保護等版レセプト管理クラウド運用保守業務	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務及び期間別符号の取得等事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ① 委託内容)	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)からのレセプトデータの受領及び取込、厚生労働省提供の医薬品マスタの最新化、再審査請求データの支払基金への転送、支払基金からの再審査請求結果等受領、受領データの閲覧等の安定運用及びレセプトデータの保管	・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③ 委託先名)	富士通Japan 株式会社 川崎支店	社会保険診療報酬支払基金	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④ 再委託の有無)	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤ 再委託の許諾方法)		委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。		重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤ 再委託事項)		医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務		重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務及び期間別符号の取得等事務		事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ① 委託内容)	・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。		事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ② 委託先における取扱者数)	10人以上50人未満		事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③ 委託先名)	社会保険診療報酬支払基金		事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③ 再委託の有無)	再委託する		事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤ 再委託の許諾方法)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。		重要な変更該当しない項目の変更	
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥ 再委託事項)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務			重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和6年3月26日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局こども支援部こども家庭課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅳ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法)	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅰ 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先1)	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先18)	こども未来局子育て推進部保育対策課	こども未来局保育・子育て推進部保育対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先19)	こども未来局子育て推進部保育対策課	こども未来局保育・子育て推進部保育対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容)	(省略) 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) (省略)	(省略) 11 他団体との情報連携事務(中間サーバー・システム連携基盤における事務) ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件) (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅰ. 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能)	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (省略)	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅰ 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能)	(省略) 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う機能。 (省略)	(省略) 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う機能。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和7年7月31日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能)	(省略) ①資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ③本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び(2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) (省略) 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う機能。 (省略)	(省略) ①資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本5情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ③本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び(2)基本5情報取得(実施しないため評価対象外) (省略) 8 オンライン資格情報提供機能 オンライン資格確認のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う機能。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の5の項)、第2項及び第3項	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和7年7月31日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の26の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、161の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、128の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項	事後	重要な変更に該当する項目の変更(法令の題名等の形式的な変更)
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報④記録される項目 その妥当性)	(省略) 【連絡先情報】 ・4情報 保護の決定、実施等に必要となる。 ・連絡先 保護の決定、実施等に必要となる情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 保護の決定、実施等に必要となる情報を確認する必要がある。 (省略)	(省略) 【連絡先情報】 ・5情報 保護の決定、実施等に必要となる。 ・連絡先 保護の決定、実施等に必要となる情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 保護の決定、実施等に必要となる情報を確認する必要がある。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局こども保健福祉課、こども未来局こども家庭課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局国民年金・福祉医療課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課	市民文化局戸籍住民サービス課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局国民年金・福祉医療課、健康福祉局障害計画課、健康福祉局障害福祉課、健康福祉局精神保健課、まちづくり局市営住宅管理課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	健康福祉局生活保護・自立支援室 各区保護課及び各地区健康福祉ステーション保護課	健康福祉局生活保護・自立支援室 各区保護課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan 株式会社 川崎支店	富士通Japan 株式会社	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された（個人番号を含む）被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）から本人確認情報（基本4情報等）を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（「マイナポータル」）の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	・「資格履歴管理事務」を実施し、自治体・福祉事務所から委託区画に連携された（個人番号を含む）被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 ・「本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認において、登録する資格情報の正確性を担保するため個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）から本人確認情報（基本5情報等）を取得する。 ・「機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム（「マイナポータル」）の自己開示情報の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）。 （省略）	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。）。 （省略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。））	提供を行っている（31件）	提供を行っている（35件）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）） 提供先1）	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の9の項	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）） 提供先2）	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の10の項	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）） 提供先3）	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の14の項	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）） 提供先4）	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の16の項	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先5)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の24の項	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表40の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先6)	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の26の項	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先7)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の27の項	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先8)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の28の項	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先9)	社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の30の項 ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	(削除)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先9)	提供先10 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の31の項 ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先9 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2上の表53の項 ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先10)	提供先11 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の50の項 ②提供先における用途 国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先10 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2上の表74の項 ②提供先における用途 国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先11)	提供先12 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の54の項 ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先11 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2上の表76の項 ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先12)	提供先13 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先12 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先13)	提供先14 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の62の項 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先13 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先14)	提供先15 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の64の項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先14 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先15)	提供先16 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の70の項 ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先15 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先16)	提供先17 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の87の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先16 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ②提供先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先17)	提供先19 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先17 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先18)	提供先18 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の90の項 ②提供先における用途 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先18)	提供先21 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の106の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先18 独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先19)	提供先22 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の108の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先19 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先20)	提供先20 独立行政法人日本スポーツ振興センター ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の104の項 ②提供先における用途 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先20)	提供先23 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先20 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先21)	提供先24 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の120の項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先21 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先22)	提供先25 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の113の項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先22 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先23)	提供先26 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の38の項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先23 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先24)	提供先27 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の18の項 ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先24 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項 ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先25)	提供先28 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の20の項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先25 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先26)	提供先29 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の37の項 ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先26 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先27)	提供先30 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の42の項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先27 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先28)	提供先31 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の53の項 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先28 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に応じない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先29)	(新規)	提供先29 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 ②提供先における用途 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先30)	(新規)	提供先30 文部科学大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項 ②提供先における用途 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先31)	(新規)	提供先31 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項 ②提供先における用途 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に応じない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先32)	(新規)	提供先32 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項 ②提供先における用途 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更
-----------	--	------	--	----	-----------------

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先33)	(新規)	提供先33 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項 ②提供先における用途 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先34)	(新規)	提供先34 文部科学大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 ②提供先における用途 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先35)	(新規)	提供先35 都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項 ②提供先における用途 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 保護を受けようとする者、受けている者及び受けていた者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先1)	②移転先における用途 番号法別表第2第9項に規定される事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表13の項に規定される事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2)	②移転先における用途 番号法別表第2第10項に規定される事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表14の項に規定される事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3)	②移転先における用途 番号法別表第2第14項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表18の項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4)	②移転先における用途 番号法別表第2第16項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表20の項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先5)	②移転先における用途 番号法別表第2第24項に規定される事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表40の項に規定される事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先6)	②移転先における用途 番号法別表第2第27項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表48の項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先7)	②移転先における用途 番号法別表第2第28項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表49の項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先8)	②移転先における用途 番号法別表第2第31項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表53の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先9)	②移転先における用途 番号法別表第2第50項に規定される事務(国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表74の項に規定される事務(国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先10)	②移転先における用途 番号法別表第2第54項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表76の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先11)	②移転先における用途 番号法別表第2第61項に規定される事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表86の項に規定される事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先12)	②移転先における用途 番号法別表第2第62項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表87の項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先13)	②移転先における用途 番号法別表第2第64項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表89の項に規定される事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先14)	②移転先における用途 番号法別表第2第70項に規定される事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表96の項に規定される事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先15)	②移転先における用途 番号法別表第2第87項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表125の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先16)	②移転先における用途 番号法別表第2第94項に規定される事務(介護保険法(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表132の項に規定される事務(介護保険法(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先17)	②移転先における用途 番号法別表第2第108項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先18)	②移転先における用途 番号法別表第2第116項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表155の項に規定される事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先19)	②移転先における用途 番号法別表第2第13項に規定される事務(児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表17の項に規定される事務(児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先20	健康福祉局保健医療政策部	健康福祉局保健医療政策部健康増進課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先20)	②移転先における用途 番号法別表第2第102項の2に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表139の項に規定される事務(健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先22)	②移転先における用途 番号法別表第2第53項に規定される事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表75の項に規定される事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先23)	②移転先における用途 番号法別表第2第119項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表158の項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先25	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先26	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先27)	②移転先における用途 番号法別表第2第18項に規定される事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表28の項に規定される事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先28)	②移転先における用途 番号法別表第2第20項に規定される事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表37の項に規定される事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先29)	②移転先における用途 番号法別表第2第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	②移転先における用途 利用特定個人情報提供主務省令第2条の表69の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去	右記を追加	6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を越えた紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から生活保護関係情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。 【福祉総合情報システム(生活保護システム)における措置】 福祉総合情報システム(生活保護システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(省略)	(省略) (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生なし	発生あり その内容 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照 再発防止策の内容 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 その他の措置の内容)	(新規)	1 物理的対策 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 その他の措置の内容)	(新規)	2 技術的対策 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤では、F/VWや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム」のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】)(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	(新規)	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策(8. 監査 実施の有無)	☐自己点検 ☐内部監査 ☐外部監査	☐自己点検 ☐内部監査 ☐外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 (省略)	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 (省略)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策10. その他リスク対策	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	